

四日市市告示第 348 号

四日市市自転車等放置防止条例（昭和61年四日市市条例第33号）第13条第2項の規定により放置自転車等の保管状況を次のように告示する。

平成27年 7月 24日

四日市市長 田中俊行

- 1 移動した自転車等の台数
別表のとおり
- 2 移動した年月日
別表のとおり
- 3 放置されていた区域
別表のとおり
- 4 保管場所
第2保管場所 四日市市小生町地内
- 5 保管期間
移動日から起算して90日
- 6 連絡先
四日市市諏訪町1番5号
四日市市役所都市整備部道路管理課交通安全係
電話 354-8154

(都市整備部道路管理課)

別表（保管の告示）

移動した年月日	放置されていた区域	移動した自転車等の台数
平成27年6月1日	日永三丁目 地内	1 台
平成27年6月4日	三ツ谷町 地内	1 台
平成27年6月11日	大矢知町 地内	1 台
平成27年6月5日	笹川一丁目 地内	1 台
平成27年6月5日	笹川三丁目 地内	1 台
平成27年6月5日	西日野町 地内	2 台
平成27年6月11日	尾平町 地内	3 台
平成27年6月12日	久保田一丁目 地内	2 台
平成27年6月12日	ときわ二丁目 地内	1 台
平成27年6月19日	北山町 地内	1 台
平成27年6月19日	山城町 地内	1 台
平成27年6月19日	朝明町 地内	3 台
平成27年6月19日	諏訪栄町 地内	1 台
平成27年6月29日	千歳町 地内	1 台
平成27年6月29日	桜町 地内	1 台
平成27年6月29日	大宮町 地内	1 台
合 計		22 台